

政策会議 議事概要

開催日	令和7年9月19日	場所	市役所本庁舎 4階会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮副市民局長(代理) <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	<p style="text-align: center;">宍粟市起業家支援条例の一部改正について</p>		
総合計画での位置付け	<p>基本目標 1. 住み続けたい、住んでみたいまち 基本方針 ①魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり 基本施策 【3】商工業の振興</p>		
総合戦略での位置付け	<p>【働く】雇用の創出と就職支援</p>		
現状	<p>地域産業の振興と雇用機会の拡大を目的に、新たに起業する者に対し補助率2分の1の起業等資金補助(上限100万円)、雇用対策補助、経営個別相談の支援を行っている。</p>		
課題	<p>当該助成制度による平成27年度以降の起業件数は68件にのぼり、市勢の伸展に一定寄与しているが、多様な業種で起業場所が点在しているため、面的な賑わい創出の視点では十分効果があるとは言えない状況である。 一方、「山崎地区歴史的景観形成地区」は、酒蔵通りが景観形成重点区域に指定され注目を集めており、今後の観光客誘致に期待が寄せられている。</p>		
決定事項	<p>1. 山崎地区歴史的景観形成地区内で、飲食業、宿泊業、飲食料品小売業のいずれかで起業する場合、補助上限額を100万円から300万円に引き上げる。</p> <p>2. 山崎地区歴史的景観形成地区内で飲食業、宿泊業、飲食料品小売業のいずれかで起業する場合、第二創業や副業による起業を補助対象に含める。ただし、補助上限額は100万円とする。</p> <p>3. 起業の日までに創業支援等事業計画による市長の発行する証明書の交付を必要とする。</p> <p>※1、2については附則特例として5年間を限度とする。</p> <p>※政策会議後、法務担当と協議した結果、1、2については別途要綱で制定する。</p>		